

Q 私の夫は、全財産を私に遺贈する内容の自筆証書遺言を残して、先日死亡しました。遺言を持って銀行に行つたところ、「氏名と印の位置がおかしい」と言われ、預金の引き出しを断られました。どうしたらよいでしょうか。

A 自筆証書遺言の有効性について、一度、弁護士に相談されることをお勧めします。

自筆証書遺言の有効性について、一度、弁護士に相談されることをお勧めします。

自筆証書遺言の要件は、遺言者が遺言者自身であることを示すものとして、相続人による遺産分割協議の対象となります。もし、協議（話し合い）ができなければ、裁判所の遺産分割調停や審判へと進み（民法968条1項）。

## あれこれ

### 弁護士に相談し、手続きを



### 自筆証書遺言の有効性

ます。

例もあります)。

しかし、遺言が有効であれば、あなたは夫の全財産を取得できます（遺留分は例外）。銀行がどのように判断したのか分

ります。

自筆証書遺言では自署押印によつて遺言者が誰であるかが明らかとなるばよく、諦めずに弁護士に相談してください。過

かりませんが、例えば、氏名の位置は末尾にある必要はなく、本文中に氏名が記載されていても遺言は有効です。また、押印の場所は必ずしも署名の真下でなくても構いません（押印のない遺言を有効と認めた例外的な判

去に同様の事例で、弁護士名で銀行に書面を送つたところ、銀行が預金の

（弁護士 清源万里子）